

中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置(案)

- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置を講ずる。

事業継続力強化に係る計画の認定(案)

事業継続力強化計画(仮称)

【計画の経済産業大臣の認定】

- ① 主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ② 事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

【計画の記載事項】

事業継続力強化についての

- ・ 目標
- ・ 内容(対応手順、事業継続力強化設備等の種類 など)
- ・ 実施時期
- ・ 必要な資金の額及び調達方法 などを記載



課税の特例の内容

- 事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%

最低投資額	機械装置	: 100万円
	器具備品	: 30万円
	建物附属設備	: 60万円

対象設備の例

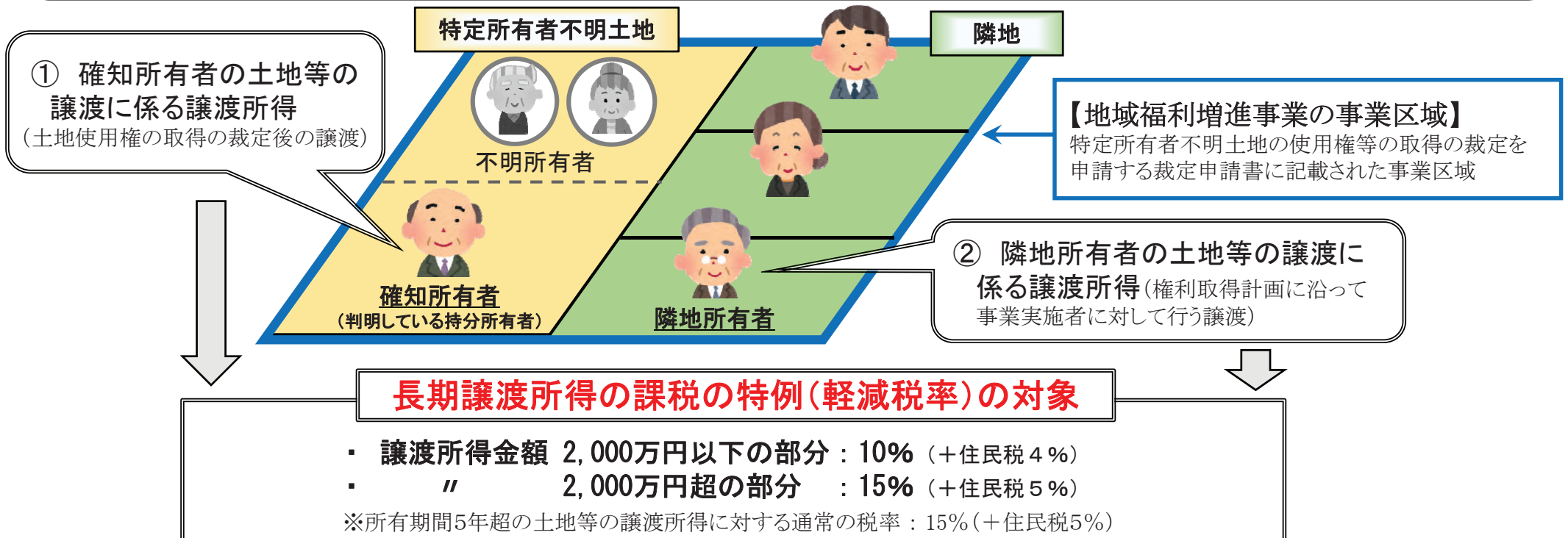
機械装置 : 自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置
 器具備品 : 照明器具、衛星電話、データバックアップシステム
 建物附属設備 : 貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備 など

特定所有者不明土地に係る長期譲渡所得の課税の特例の創設(案)

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく地域福利増進事業^{※1}の事業区域内の土地等について、以下に掲げる譲渡を長期譲渡所得の課税の特例(軽減税率)の対象とする。

- ① 確知所有者(判明している持分所有者)が所有する特定所有者不明土地等^{※2}
 - ⇒ 土地所有権の取得についての都道府県知事による裁定後に、当該事業実施者に対して行う持分の譲渡
- ② その他の事業区域内の土地等(隣地)
 - ⇒ 地域福利増進事業の権利取得計画に沿って当該事業実施者に対して行う譲渡

※1 地域福利増進事業:地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる一定の事業(例:道路、公園、病院等の整備に関する事業)
 ※2 特定所有者不明土地等:所有者不明土地のうち、現に建築物が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地及びその上に存する権利
 (注)上記のほか、現行の長期譲渡所得の課税の特例と同様に所有期間5年超であること、譲渡された土地等が地域福利増進事業の用に供されることなどが必要



(注)「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に関しては、上記のほか、同法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合には、5,000万円特別控除等を適用する措置も実施。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充（案）

【現行制度】

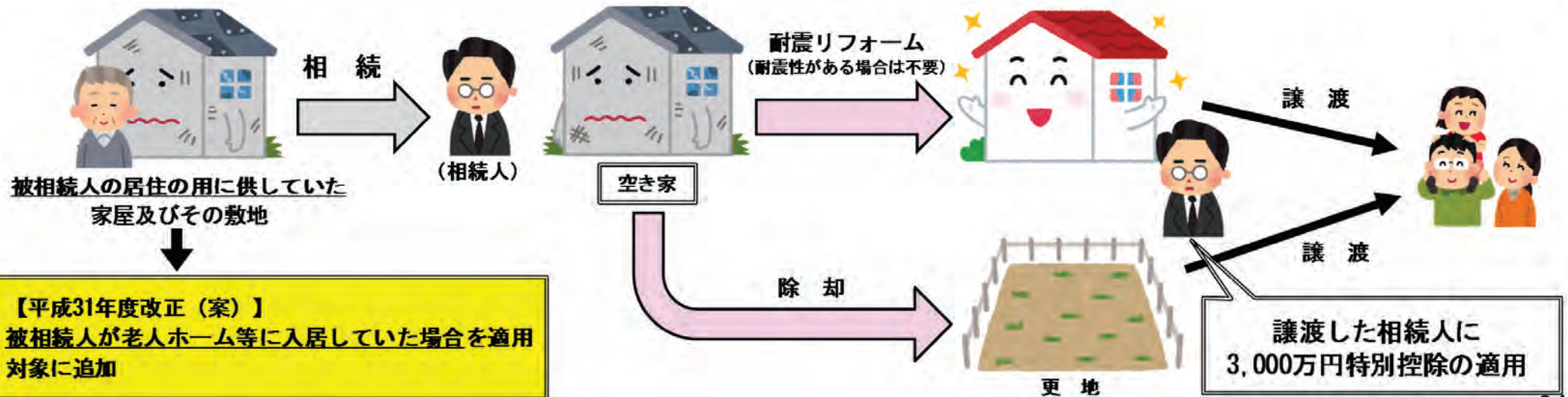
相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋・敷地（耐震性のない場合は、耐震リフォームをした場合に限る）又は除却後の土地を譲渡した場合には、譲渡益から3,000万円を控除することができる。
〔適用期限：平成31年12月31日までの間の譲渡〕

（主な適用要件）

- ・ 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物（マンション等）を除く。）であって、相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと
- ・ 譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと
- ・ 譲渡価額が1億円を超えないこと

【平成31年度改正（案）】

- ① 現行制度では、被相続人が相続の直前まで対象家屋を居住の用に供していた場合に限り特例が適用できるところ、被相続人が対象家屋から転居し、相続の直前に老人ホーム等に入居していた場合も下記の一定の要件の下で適用対象とする。
 - ・ 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受けていたこと
 - ・ 老人ホーム等に入居後も（老人ホーム等と対象家屋を行き来するなどして）引き続き対象家屋が使用されていたこと
 - ・ 老人ホーム等への入居時から譲渡時まで、対象家屋が、他の者の居住、貸付、事業の用に供されていたことがないこと 等
- ② 適用期限を平成35年12月31日まで4年延長する。



外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し(臨時販売場制度の創設)(案)

- 地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額のより一層の拡大等を図るため、既に輸出物品販売場の許可を受けた事業者が、
 - ① あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受け、
 - ② 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届け出ることにより、その臨時販売場を免税店とみなし免税販売できることとする「臨時販売場制度」を創設する。

(注1) 臨時販売場とは7月以内の期間を定めて設置される販売場をいう。

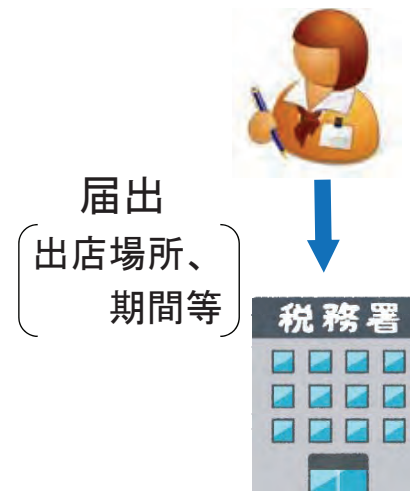
(注2) 平成31年7月1日から適用

【①臨時販売場の出店に係る事前承認】



出店時

【②臨時免税店の届出 (前日まで)】



出店

【③出店】



イベント会場等

※ 本制度の創設に伴い、現行の港湾施設臨時販売場制度は廃止(統合)する。

保険会社等に係る異常危険準備金の拡充・延長（案）

- 近年の巨大自然災害の発生などの状況も鑑み、火災保険等に係る特例積立率を6%に上げた上、特例の適用期限を3年延長。

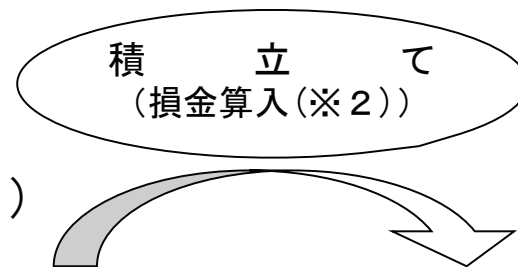
【制度の概要】

保険業法等の規定による積立義務のある責任準備金の積立てに当たり、保険又は共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入が可能。

【積立限度額】

当期の正味収入保険料
又は正味収入共済掛金

× 積立率（※1）



△年目
○年目
3年目
2年目
1年目

※1 積立率の特例がある保険又は共済は、次のとおり。

保険又は共済の種類		積立率	積立率の特例
保 險	火災・風水害・動産総合保険 建設工事・賠償責任・積荷・運送保険	2%	5% (注1) → 【改正案】 6%
共 済	火災等共済組合等が行う共済	2%	4% (注2)

【改正案】
適用期限
を3年延長

※2 この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額を、積立後10年を経過した場合（準備金残高が正味収入保険料×洗替保証限度率（注3）に達していない場合を除く）には一定金額を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

(注1) 事業年度末の準備金残高が正味収入保険料の30%を超える事業年度については、積立率の特例を適用することはできない。

(注2) 事業年度末の準備金残高が正味収入共済掛金の45%(協同組合連合会が行う火災共済は60%)を超える事業年度については、積立率の特例を適用することはできない。

(注3) 洗替保証限度率・火災保険等(30%)、共済(35%~75%)

3. 車体課税

平成31年度税制改正の概要（車体課税）（案）

- 自動車税の恒久減税（減収額：▲1,320億円程度）
 - 消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用自動車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる（例：660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ）。
 - 税制抜本改革法以来の累次の大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。

- 自動車重量税のエコカー減税の見直し（増収額：270億円程度）

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。

- 地方税財源の補てん

自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分（800億円程度）について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てん。

 - エコカー減税の見直し（前述）
 - 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ

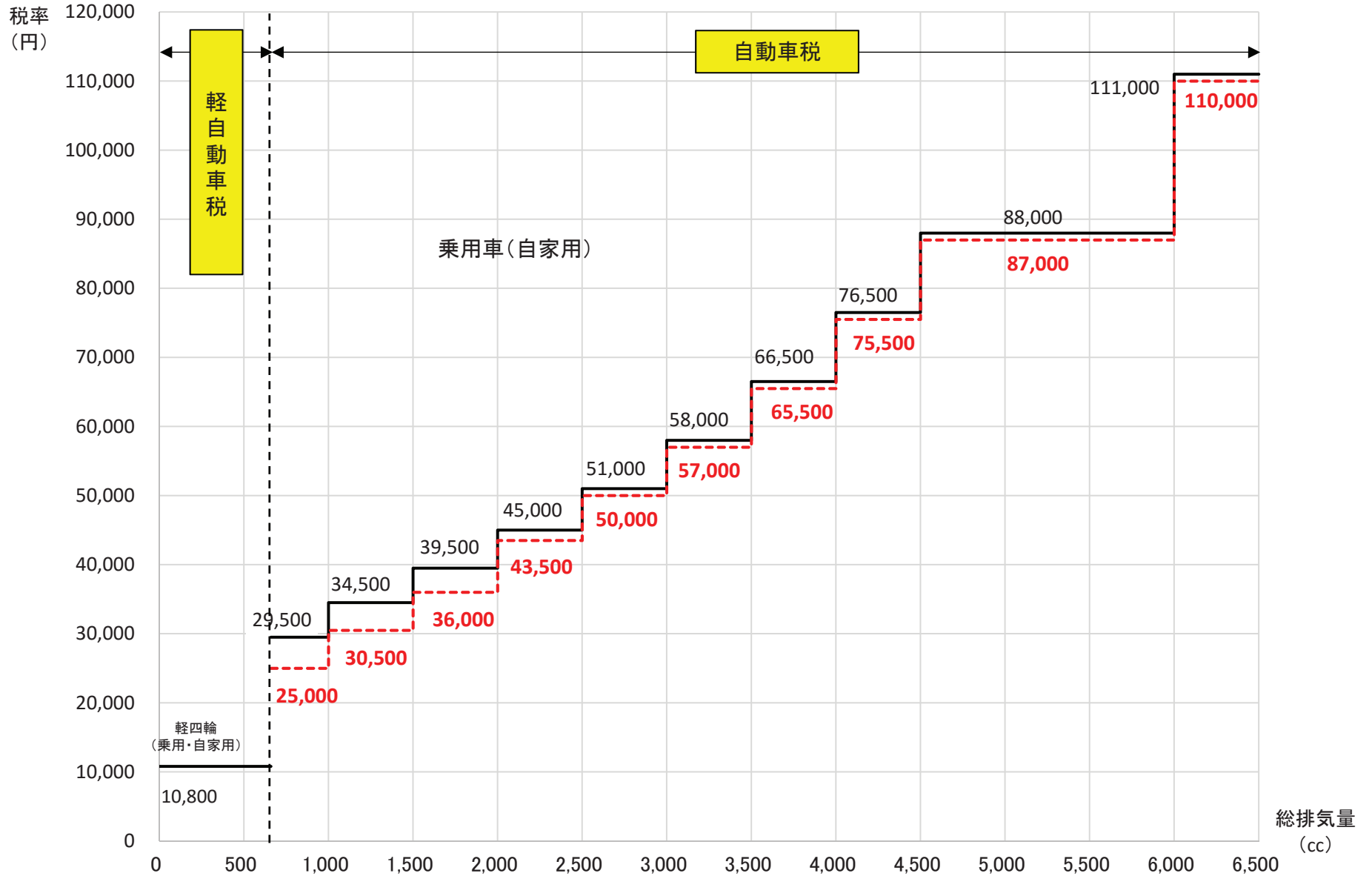
現行407/1000⇒平年度（平成47年度(2035年度)～）490/1000
 - 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

揮発油税税率 48,600円/k1（現行）⇒48,300円/k1（平成46年度(2034年度)～） ▲300円/k1
地方揮発油税税率 5,200円/k1（現行）⇒ 5,500円/k1（平成46年度(2034年度)～） +300円/k1

- 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。

自動車税の税率引下げ（案）

税率区分	660cc超1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500	▲4,000	▲3,500	▲1,500	▲1,000



自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）（案）

**現行（平成30年（2018年）5月1日
～31年（2019年）4月30日）**

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税
2020年度燃費基準 +90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +80%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +70%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +60%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +50%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +40%達成	免税	
2020年度燃費基準 +30%達成	▲75%軽減	
2020年度燃費基準 +20%達成		
2020年度燃費基準 +10%達成	▲50%軽減	
2020年度燃費基準 達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 +10%達成	（本則）（注2）	

**改正案（平成31年（2019年）5月1日
～33年（2021年）4月30日）**

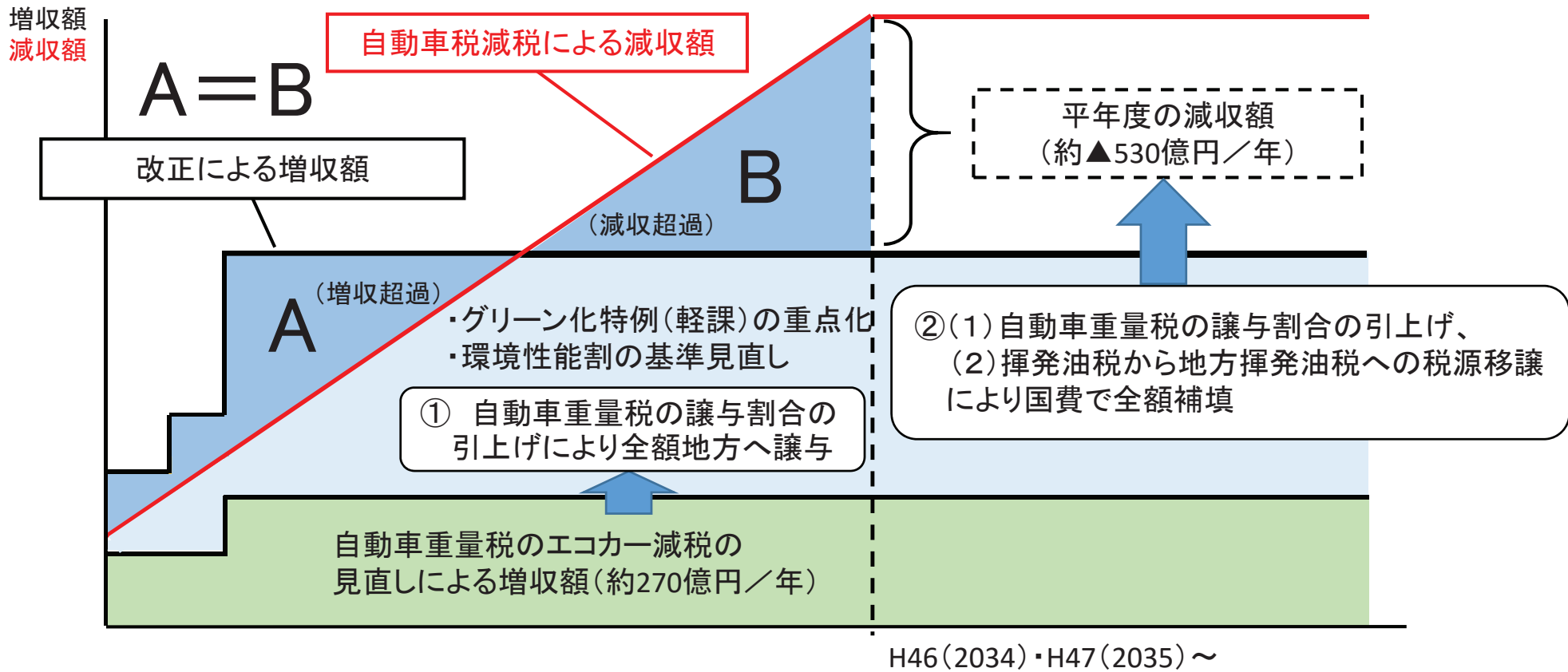
	初回車検	2回目車検
	免税	免税
	免税	免税
	免税	
	免税	
	免税	
	免税	
	免税	
	免税	
	▲50%軽減	
	▲25%軽減	

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成30年（2018年）5月1日～平成31年（2019年）4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用。

（注3）ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（☆☆☆☆）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

車体課税の改正に伴う財源手当て(案)



- ※ 自動車重量税の譲与割合 : 407/1000 (現行) から490/1000 (平成47年度(2035年度)以降) まで段階的に引上げ
- ※ 揮発油税税率 : 48,600円/k1 (現行) ⇒ 48,300円/k1 (平成46年度(2034年度)以降) ▲300円/k1
- ※ 地方揮発油税税率 : 5,200円/k1 (現行) ⇒ 5,500円/k1 (平成46年度(2034年度)以降) +300円/k1